

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平泉町は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・ 当町では、平泉町個人情報保護条例及び平泉町情報セキュリティ基本方針により、個人情報の保護及び情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。
- ・ 個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に個人情報の保護に関する条項を含め、個人情報を保護している。

評価実施機関名

岩手県平泉町長

公表日

令和1年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法及び条例等に基づき、住民・国税庁等から提出された申告書情報及び給与又は年金支払者から提出された支払報告書等をもとに、個人住民税の賦課決定を行い通知する。また、住民等からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書や所得証明書等を発行する。 ・ 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 個人住民税の特別徴収及び普通徴収に係る賦課決定 ② 納税義務者への税額通知 ③ 個人住民税の減免の決定・対象者への通知 ④ 過誤納時の還付・充当通知 ⑤ 賦課情報に基づく所得・課税証明書発行 ⑥ 課税情報の照会・回答
③システムの名称	個人住民税システム、国税連携システム、eLTAXシステム、申告支援システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税台帳ファイル 個人住民税課税資料ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第1の16の項 ・ 番号法第9条第3項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<提供ができる根拠規定> ・ 番号法第19条第7号及び別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2の主務省令」という。）第1条②ロ、第2条④、⑤ロ、⑥ロ、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫ロ、第3条④、⑤ロ、⑦ロ、⑨、⑩、⑪及び⑫、第4条②ロ、第6条③、④イ、⑤、⑥イ、⑧、⑨、⑩及び⑪、第7条①イ及び②イ、第10条①イ、第12条③リ及び⑤、第13条①イ及び②イ、第19条①ヲ、②、③、④及び⑤、第20条①、③及び⑧イ、第21条⑥、第22条①ハ、②、③、④、⑤、⑥及び⑧、第23条①、第25条①、②、③ロ、⑥、⑦イ、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯、第28条①ニ、②、③、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩、第31条①ニ、③及び⑤ニ、第34条①及び②、第35条③、第36条①イ及び②イ、第37条①イ及び③、第38条①イ、②及び③、第40条①及び②、第43①イ、②、③ロ、⑤イ、⑧、⑨、⑩号及び⑪、第44条①ヲ、②、③、④及び⑤、第47条②ロ、③ロ、④ロ、⑤ロ、⑥ロ、⑦ロ、⑩ロ及び⑪ロ、第49条①及び②、第50条②イ、③イ、④イ及び⑤イ、第51条④イ、⑦及び⑬、第54条①ハ、③ハ及び④ハ、第55条①ハ、③ハ及び④ハ、第58条①イ及び②イ、第59条①
	<照会ができる根拠規定> ・ 番号法第19条第7号及び別表第2の27の項 ・ 別表第2の主務省令第20条第1号、第2号、第3号及び第4号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	まちづくり推進課情報施策係 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-5578
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-5563

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

